

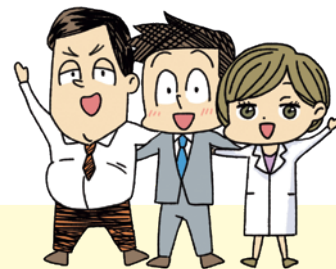


協会けんぽ 香川支部からのお知らせ

職場内で掲示・
回覧ください。

はり・きゅう、あん摩・マッサージのかかり方

はり・きゅう等の施術について、通常は全額自己負担（健康保険の対象外）ですが、以下の要件を満たす場合は「療養費」として健康保険の対象になります。



健康保険の対象となる場合

はり／きゅう

以下の①・②の両方を満たす場合のみ対象

①対象となる傷病であること

（神経痛、リウマチ、五十肩、頸腕症候群、腰痛症、頸椎捻挫後遺症）

※神経痛、リウマチ等と同一範疇と認められる慢性的な疼痛についても認められる場合があります。

②医師の同意があること

（医師による適当な治療手段がなく、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意がある場合に限りします。）

※5～6か月ごとに必要になります。

あん摩／マッサージ

○医師があん摩・マッサージの施術について同意していること

※筋麻痺、筋委縮、関節拘縮等、医療上マッサージを必要とする症例が対象となります。

※疲労回復や慰安目的などのマッサージは対象外です。

注意！

《医療機関と併用した施術は認められません》

はり・きゅうの施術について健康保険による給付を受けることができるのは、医師による適当な治療手段がない場合のみです。したがって、医療機関で同じ傷病の診療を受けた場合は、健康保険扱いとはなりません。
※医師から薬や湿布を処方された場合も治療行為となります。

《療養費支給申請書の内容を確認したうえで、必ず記名してください》

施術費用の一部を協会けんぽに請求するため、「療養費支給申請書」に記名を求められますので、申請書に記載されている傷病名・日数・金額などをよく確認したうえで、必ずご自身で記名してください。

《領収書は必ずもらいましょう》

領収書は医療費控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管してください。

※医療費控除（確定申告）については、管轄の税務署にお問い合わせください。



協会けんぽにアプリができました (けんぽアプリ)

けんぽアプリから、健康保険の各種申請ができます。

けんぽアプリについてはこちら



けんぽアプリを利用すると…

申請後の
処理状況が
確認できます！

申請書の郵送が
不要です！

手間、時間、費用を
削減できます！

ほぼ
全ての申請が
可能です。

健康宣言からステップUP!

健康経営優良法人認定制度の申請時期が近づいてきました

健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営® (※) を実践している法人を顕彰する制度です。



従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人として社会的な評価を受けられ、リクルート効果や企業のイメージアップにつながります。



健康経営優良法人2026では香川支部加入事業所のうち196法人が認定を受けています。

「事業所まるごと健康宣言」をきっかけに、健康経営の取組を始めてみませんか？

(※) 健康経営®はNPO法人健康経営研究所の登録商標です。

健康経営優良法人
認定制度についてはこちら



香川県内の健康経営優良法人2026
認定事業所はこちら



事業所まるごと健康宣言に
ついてはこちら



メルマガ募集



LINE
友だち募集中!



「もしも」と「いつも」に安心を。

協会けんぽ

全国健康保険協会 香川支部

各種申請書は電子申請または郵送でご提出ください

〒760-8564

高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階

☎087-811-0570

(自動音声にてご案内しております。)

電子申請は
こちら



けんぽアプリは
こちら

